

令和7年度 第2回松伏町国民健康保険運営協議会

国民健康保険税の賦課限度額の引上げについて

松伏町 住民ほけん課
令和7年12月18日

1. 松伏町の状況

①世帯別 所得の状況

令和7年本算定期

世帯所得	世帯数	所得の構成割合	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
未申告	236	6.35%	162	39	14	14	3	2	1	1
0円	594	15.98%	497	77	12	5	2		1	
~100万円	720	19.37%	490	181	36	9	4			
~200万円	862	23.19%	521	252	68	16	4		1	
~300万円	445	11.97%	229	164	30	20	1	1		
~400万円	385	10.36%	200	132	33	13	5	1	1	
~500万円	169	4.55%	99	46	15	7	2			
500万円超	306	8.23%	175	71	37	18	3	2		
	3,717	100%	2,373	962	245	102	24	6	4	1
世帯の構成割合		63.84%	25.88%	6.59%	2.74%	0.65%	0.16%	0.11%	0.03%	

→所得300万円以下の世帯が約77%、世帯員2人以下の世帯が約90%を占めている

所得の目安

- ①所得0円：年金収入(65歳以上) 110万円以下、給与収入 55万円以下
- ②所得100万円：年金収入(65歳以上) 210万円以下、給与収入 155万円以下
- ③所得200万円：年金収入(65歳以上) 310万円以下、給与収入 297.5万円以下
- ④所得300万円：年金収入(65歳以上) 434万円以下、給与収入 430万円以下

2. 近隣市町の状況

- 法定賦課限度額(109万円)が吉川市と宮代町と杉戸町。それ以外の市町は1期遅れの106万円となっている。法定賦課限度額が改正される時期と合わせ（又は1期遅れ）、賦課限度額を改正する保険者が多い。

単位：万円

保険者名	医療分		支援分		介護分		医療+支援+介護	
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度
春日部市	65	65	22	24	17	17	104	106
草加市	65	65	22	24	17	17	104	106
越谷市	65	65	22	24	17	17	104	106
八潮市	65	65	22	24	17	17	104	106
三郷市	65	65	20	24	17	17	102	106
吉川市	65	66	24	26	17	17	106	109
宮代町	65	66	22	26	17	17	104	109
杉戸町	65	66	24	26	17	17	106	109
松伏町	65	65	22	24	17	17	104	106

3. 賦課限度額（案）

医療分	現行650,000円 →	改正後660,000円（±10,000円）引上げ
支援分	240,000円 →	260,000円（+20,000円）引上げ
介護分	170,000円 →	170,000円（±0円）引上げなし
合計	1,060,000円 →	1,090,000円（+30,000円）

【理由】

① 地方税法に定める賦課限度額が基準となる

令和7年度の法定賦課限度額は109万円であり、松伏町は106万円である

令和8年度の法定賦課限度額が引き上げられた場合、更に開きが出てしまう

② 令和9年度までに地方税法の賦課限度額に引き上げる必要がある

県運営方針→保険税の準統一に向けて、早期に賦課年度の法定賦課限度額になることを目指す

③ 特別交付金（保険者努力支援制度分）の確保につながる

法定賦課限度額とした場合、保険者努力支援制度分の評価が向上し、交付金の確保につながる

④ 中間所得層に配慮した保険税の設定が可能となる

賦課限度額を引上げることにより、高所得層により多く負担いただくことになるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税の設定が可能となる

⑤ 子ども子育て支援金分賦課限度額

子ども子育て支援金分の賦課限度額については、3月末の地方税法施行令の改正に伴い、専決処分により条例改正

4. 賦課限度額改正に伴う影響について

＜改正による影響世帯と影響額＞

世帯数 3,717世帯

医療分 影響世帯数： 73世帯 影響金額： 717,599円
改正後の限度額660,000円を超える世帯数 70世帯

※令和7年度所得（本算定期）による算出 全世帯に対する賦課限度額超過世帯割合 1.88%

支援分 影響世帯数： 26世帯 影響金額： 470,810円
改正後の限度額260,000円を超える世帯数 21世帯

※令和7年度所得（本算定期）による算出 全世帯に対する賦課限度額超過世帯割合 0.56%

4. 賦課限度額改正に伴う影響について②

〈所得ごとの影響額〉

単位：円

区分		所得700万円 (給与収入約895万円)		所得800万円 (給与収入約995万円)		所得900万円 (給与収入約1,095万円)		所得1,000万円 (給与収入約1,195万円)	
		R7年税額	影響額	R7年税額	影響額	R7年税額	影響額	R7年税額	影響額
40歳以上 65歳未満	1人	809,000	0	923,000	0	981,200	10,000	1,017,200	10,000
		809,000		923,000		991,200		1,027,200	
65歳以上	世帯	691,600	0	789,600	0	831,800	10,000	851,800	10,000
		691,600		789,600		841,800		861,800	
40歳以上 65歳未満	2人	869,100	0	967,900	10,000	1,003,900	10,000	1,032,200	10,000
		869,100		977,900		1,013,900		1,042,200	
65歳以上	世帯	739,400	0	822,200	10,000	842,200	10,000	872,200	10,000
		739,400		832,200		852,200		862,200	
40歳以上 65歳未満 (子ども2人)	4人	952,700	10,000	988,700	10,000	1,024,700	10,000	1,053,000	10,000
		962,700		998,700		1,034,700		1,063,000	

5. 賦課限度額に該当する収入額と所得額

課税限度額に該当する世帯の例（所得額と収入額）

※収入は夫のみを想定

単位：円

区分	限度額	限度額に達する所得額	1人世帯 40歳	2人世帯 40歳夫婦	3人世帯 40歳夫婦 子ども1人	4人世帯 40歳夫婦 子ども2人	5人世帯 40歳夫婦 子ども3人	均等割	税率
医療分	660,000	所得額 給与収入額	8,413,000 10,363,000	7,933,000 9,883,000	7,454,000 9,404,000	6,974,000 8,924,000	6,494,200 8,438,000	37,400	7.8
後期分	260,000	所得額 給与収入額	12,910,000 14,860,000	12,390,000 14,340,000	11,870,000 13,820,000	11,350,000 13,300,000	10,830,000 12,780,000	10,400	2
介護分	170,000	所得額 給与収入額	10,290,000 12,240,000	9,520,000 11,470,000	9,520,000 11,470,000	9,520,000 11,470,000	9,520,000 11,470,000	12,300	1.6
合計	1,090,000								

令和7年度（現行）の課税限度額に該当する例

※収入は夫のみを想定

単位：円

区分	限度額	限度額に達する所得額	1人世帯 40歳	2人世帯 40歳夫婦	3人世帯 40歳夫婦 子ども1人	4人世帯 40歳夫婦 子ども2人	5人世帯 40歳夫婦 子ども3人	均等割	税率
医療分	650,000	所得額 給与収入額	8,284,000 10,234,000	7,805,000 9,755,000	7,325,000 9,275,000	6,846,000 8,796,000	6,366,400 8,296,000	37,400	7.8
後期分	240,000	所得額 給与収入額	11,910,000 13,860,000	11,390,000 13,340,000	10,870,000 12,820,000	10,350,000 12,300,000	9,830,000 11,780,000	10,400	2
介護分	170,000	所得額 給与収入額	10,290,000 12,240,000	9,520,000 11,470,000	9,520,000 11,470,000	9,520,000 11,470,000	9,520,000 11,470,000	12,300	1.6
合計	1,060,000								